

議案第21号

浦安市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

提案理由

印鑑登録証明書の交付申請について、本人確認書類の提示により本人であることを確認することができる場合に印鑑登録証の添付を省略することができる」とするため、所要の改正を行うものである。

浦安市印鑑条例の一部を改正する条例

浦安市印鑑条例（昭和52年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項に次のただし書を加える。

ただし、登録者が自ら申請する場合であつて、第4条第4項第1号に規定する書類の提示により、当該申請をする者が本人であることを市長が確認することができるときは、印鑑登録証の添付を省略することができる。

第15条第2項中「印鑑登録証を提出して」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。